

7生涯第 1489 号
令和 7年11月20日

京丹後市図書館協議会会長 様

京丹後市立図書館
館長 亀田 真奈美

「都市拠点公共施設整備に関する議会審議の結果及び市民広聴会の
意見等を踏まえ、より良い図書館等の在り方について」(諮問)

上記のことにつきまして、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第2項の規定
により、下記の事項について諮問いたします。

記

(諮問事項)

「都市拠点公共施設整備に関する議会審議の結果及び市民広聴会の意見等を踏まえ、
より良い図書館等の在り方について」

(諮問理由)

平成30年2月15日日付答申書「今後の京丹後市立図書館のあり方について」に基づき、
市立図書館整備をすすめ、京丹後市教育委員会としても「(仮称)京丹後市立中央図書館の
整備方針(整備イメージ)」を提示してきました。

今回、都市拠点公共施設整備に関する議会審議の結果及び市民広聴会の意見等を踏まえ、
更に、より良い図書館等の在り方についてご審議くださいますよう、よろしくお願いま
す。

(答申時期)

令和8年1月頃